

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課(室)名

教育庁総務課

告 示

長崎県告示第303号の3

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和元年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 4 生涯学習課関係					別表（第2条関係） 4 生涯学習課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略					1～14 略				
15 新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業に伴う新たな地域子ども教室の実施費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行われる学校の一斉臨時休業に伴い、自宅等において一人で過ごすことが困難な児童のうち、家庭での学習習慣が定着していない、あるいは学習機会が十分でない子供たちの学習機会を確保するため、地域と学校が連携・協働して学習活動の機会を提供する。	謝金、旅費、交通費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費	定額	市町（ただし、中核市を除く。）					

6 体育保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業に伴う学校臨時休業対策費補助金	学校の臨時休業に伴う保護者への給食費の返還・業者の損失額への支援を行う。	(1) 学校給食費の返還に係る振込手数料 (2) 業者の損失額に対する支援	予算の範囲内で知事が定める額	県立学校給食費を取り扱う団体

6 体育保健課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所